

林地開発制度の概要

①制度の対象となる森林

地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為が制度の対象となります。
国有林や保安林でなければほとんどの場合、対象となります。

②林地開発の許可

開発行為にかかる森林の面積が1haを超える場合は、知事の許可が必要です。
また、6,000㎡以上は事前協議が必要となります。

③許可の基準

災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの要件について、問題が発生する恐れがないかを主に審査します。

④手続きの方法

許可を受けようとする場合は、「林地開発等許可申請書」に添付すべき書類及び図面を添えて、知事に提出しなければなりません。

⑤申請場所

県庁農山漁村振興課森林保全係に製本1部と筑後農林事務所（林業振興課普及係）に副本を1部提出してください。

⑥違反等の罰則

不正な手段で開発を行ったり、違反行為があった場合は、「中止や復旧命令」の監督処分を受けることがあります。また、場合によっては3年以下の懲役または300万円以下の罰金の刑に処されます。

問い合わせ先

筑後市大字和泉 606-1

筑後農林事務所 林業振興課 普及係

TEL 0942-52-5188

林地開発行為を行うための手続きの流れ

【諸手続の案内、様式等のダウンロードについて】

福岡県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>)から
電子ファイルとして取り出すことができます。

「県庁HP(トップページ)」→「検索コーナー」→
「林地開発」→「福岡県電子申請林地開発許可申請<様式ダウンロード>」

